

四

三

—
—

發十條事省

用 振 替 法 の 適

の法發号名
条律行称
項及の及
び根ひ
そ拠記

財務省告示第四十号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
令第三十号）第五条第十項及び政府資金調達
務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
第十項の規定に基づき、平成二十七年一月二
日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年二月五日

六

イ
發入価
札格行
發競
行爭額口
行
争・別債
札格第參市
發競I加場非者特國
入価法入
札格決
發競定
行爭の

五は行十第同三に政億は発四う億額
 千、し七百条条特融円、行十ち五面
 万額た条三第第別資、額し六、千金
 円面政第十四一會資財面た条特万額
 金政第一六項項計金政金割第別円で
 額項条、に法法額引一會二
 で期の第十九規一十條第関第第で短項計兆
 千九証定項五十四法第第九債定す九
 百券に及十条第律一一百にに入る百
 九に基び第十一條第項項九つ基法九
 十つづ第一二八並、十いづ律十
 九いき百一項項、十び財六てき第
 億て發三、十び財六てき第
 五

五

方募

込募各當も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内参募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい
 価一を場で
 格國定特あ
 競債め別つ
 争市る参て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 一加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 I以度債
 非下額市

十
六
十
五
十
四
十
三

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 た だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 を と 、
七 か 百 支 き 償
年 ら 円 払 は 還
一 通 に う 、 期
月 知 つ 。 そ が
二 を き の 銀
十 受 百 翌 行
日 け き 営 休
た 円 業 業
者 日 日
に に